

老健相部屋を全額負担

厚労省「史上最悪」の改悪再び狙う

■特養ホームや老健施設の居住費負担増の経緯
 【個室】05年10月～ 光熱水費、部屋代
 【相部屋】05年10月～ 光熱水費
 15年8月～ 部屋代（特養）
 24年4月？ 部屋代（老健や介護医療院など）

※介護医療院は18年度創設（厚労省資料から作成）

厚生労働省は4日、介護老人保健施設（老健）の一部や介護医療院の多床室（相部屋）の部屋代を保険給付から除外し、市町村民税の非課税住戸を除く利用者に全額自己負担を強いる案を、社会保障審議会の分科会に示しました。昨年末に世論の怒りで先送りに追い込まれた、「史上最悪」と呼ばれる介護保険改悪（メニューワードは「断固反対だ」と猛反発しました。特養ホールではすでに用1万5千円程度の部屋代が田口負担となっています（非課税世帯除く）。厚労省は医療ケアが手厚い「療養型」などの老健や介護医療院は、特養と同様

に入居者の死亡退所が多い「生活の場」になつてしているとして、田口負担化を正当化しました。約2万2千人が対象となる見込みです。「生活の場」というものの、施設の一人当たり床面積は畳4.5枚程度のうえ、カーテンなどで区切られていいだけのため、「ベッドと車いすで精いっぱい」の狹さなのに（田口負担化は）納得いかない（認知症の人と家族の余の眷属）と反発する意見が続出。負担増で施設が利用できなくななり病気や身体の状態の悪化を招くと危惧する意見も相次ぎました。

老健は生活施設ではなく、在宅復帰をめざす「在宅療養施設」と位置付けられてくることや、介護医療院ではたんの吸引や経管栄養（管を通して栄養を補給する方法）を行っていふ患者が多い実態も強調されました。老健は「まぎれもなく医療の場でもある」「あまりに性急な議論の進め方だ。断固反対だ」と猛反発しました。（日本慢疾網医療協会）

『厚労省が勝手に決めるな』とクギを刺す意見も出ましたが、同省は特養より狭いことを踏まえ具体的な部屋代を検討する構えです。